

解体工事あんぜん協力会 会員倫理規定

平成28年6月制定

一般社団法人解体工事あんぜん協力会は、解体工事業の社会的使命と職責の重大性を考慮し、以下の通り会員が遵守する倫理規定を定める。

1：法令遵守と品位保持

会員は、建設業法をはじめとする関係法令や定款を遵守し、品性保持に努めなければならない。

2：知識と技能の維持向上

会員は絶えず、施工に関わる知識や技術の研鑽に勤しみ、技能の維持向上に努めなければならない。

3：相互の信頼と協力

会員は、相互に信頼し合い、必要に応じ他の専門家の協力を得て、業務を遂行するよう努めなければならない。

4：秘密の保持

会員は、業務上知り得た秘密を協力会社など業務上の申し送りを除き、他に漏らしてはならない。

5：説明責任と十分な理解

会員は、依頼主に対し解体工事業務に関する丁寧な説明を行い、十分な理解を得るよう努めなければならない。

6：情報の開示

会員は、解体工事施工事業者としての施工実績や、業務範囲と業務能力を示す情報開示に努めなければならない。

7：地域への社会貢献

会員は、施工地域の歴史や文化を理解し、良好な関係を形成し、地域社会に貢献するよう努めなければならない。